



# 山形県公報

平成28年6月22日(水)

号 外 (18)

## 目 次

### 告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) … 1

## 告 示

### 山形県告示第614号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成28年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン(通称名3,4-Dimethoxymethcathinone)及びその塩類
- (2) 1-ペンチル-N-(キノリン-8-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名THJ)及びその塩類
- (3) エチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート(通称名5F-AEB、5F-EMB-PINACA)及びその塩類
- (4) メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート(通称名MDMB-FUBICA)及びその塩類

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

#### 3 指定の効力が生ずる日

平成28年6月23日

平成28年6月22日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年6月22日発行 発行人 山形県